

狛江市立公民館条例施行規則

平成5年12月28日教育委員会規則第8号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 利用登録（第6条—第9条）
- 第3章 施設の使用（第10条—第20条）
- 第4章 公民館運営審議会（第21条—第23条）
- 第5章 雑則（第24条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、狛江市立公民館条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（開館時間）

第2条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、狛江市教育委員会（以下「委員会」という。）は、必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

（使用時間）

第3条 公民館の各施設の使用時間は、別表第1のとおりとする。

（休館日）

第4条 公民館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月第1及び第3火曜日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、前項に定める休館日に施設を使用することができる。

（使用者）

第5条 条例第6条に規定する公民館を使用する者（以下「使用者」という。）は、第7条第3項の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）及び条例第7条第2項における社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に定める目的以外（以下「目的外」という。）に公民館を使用する者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体は、公民館の施設を使用できるものとする。

- (1) 狛江市社会教育関係団体登録要綱（平成23年教育委員会要綱第8号）に基づく登録を受けた団体
- (2) ティーンズルームの利用者
- (3) スタディコーナーの利用者

(4) その他委員会が特に認めた団体

第2章 利用登録

(登録要件)

第6条 前条第1項の登録団体は、社会教育法第10条に規定する団体で、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 営利を目的とした活動又はこれに類する行為をしないこと。
- (2) 特定の政党の利害に関する行為又は公の選挙に関し特定の候補者を支持する行為をしないこと。
- (3) 特定の宗教、教派又は宗派を支持する行為をしないこと。
- (4) 公序良俗に反する行為をしないこと。
- (5) 団体の構成員が3人以上(同一住所の者は除く。)で、構成員の過半数が市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学していること。
- (6) 広く市民に開放された団体で、事務所又は連絡先が狛江市内にあり、狛江市内を中心に活動を行い、又は行おうとしていること。
- (7) 団体の組織及び活動のため代表者を置き、その代表者が18歳以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、他の公の施設(狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例(昭和51年条例第9号)に規定する地域センター及び地区センター又は狛江市体育施設条例(昭和58年条例第6号)に規定する体育施設をいう。以下同じ。)における登録団体は、公民館の登録団体となることはできない。

(登録)

第7条 公民館利用団体登録を受けようとする団体(以下「登録申請団体」という。)は、委員会が指定する施設予約を行うためのシステム(以下「施設予約システム」という。)上で、又は公民館利用団体登録申込書(第1号様式。以下「団体登録申込書」という。)を委員会に提出し、利用団体の登録の申込みを行うものとする。この場合において、主に活動するホームとなる施設を選択するものとする。

- 2 前項にて選択したホームの変更は、第10条第2項第1号に規定する抽選予約の申込期間中は、変更することができない。
- 3 委員会は、第1項の規定による申込みを受けた場合は、前条に規定する登録要件に該当すること、及び第12条各号に掲げる使用制限に該当しないことを確認の上、施設予約システム上で登録の承認をするものとする。
- 4 委員会は、前項の審査の際、登録の可否について疑義が生じたときは、第1項の規定による登録の申込手続を再度求めるものとする。
- 5 登録団体は、登録した内容に変更があったときは、速やかに公民館利用団体登録変更申込書(第2号様式)を委員会に提出し、変更の申込みをしなければならない。この場合において、委員会は、第3項の登録の承認を行う場合に準じて審査を行い、施設予約システム上で変更の承認をするものとする。
- 6 登録団体は、当該登録を更新しようとするときは、団体登録申込書を委員会

に提出し、あらかじめ指定された期日までに、更新の申込みをしなければならない。この場合において、委員会は、第3項の登録の承認を行う場合に準じて審査を行い、施設予約システム上で更新の承認をするものとする。

- 7 登録団体は、当該登録を抹消するときは、公民館利用団体登録抹消申込書（第3号様式）を委員会に提出し、登録抹消の申込みをしなければならない。この場合において、委員会は、施設予約システム上で登録を抹消するものとする。

（登録の有効期間）

第8条 登録の有効期間は、登録された年度の翌年度の4月1日から3年間（以下「本登録期間」という。）とする。ただし、本登録期間内に新たに登録の申請を行った者の有効期間は、登録された日から本登録期間末日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、主に18歳以下の者で構成する団体の登録の有効期間は、登録された年度の末日までとする。

（登録の取消し）

第9条 委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第6条第1項に規定する登録要件に適合しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請により団体の登録又は登録の更新をしたとき。
- (3) 利用施設を不適切に利用したとき。

第3章 施設の使用

（使用の申込み等）

第10条 使用者は公民館又は他の公の施設を使用するときは、施設予約システム上で、又は公民館施設予約・予約取消申込書（第4号様式。以下「申込書」という。）で使用の申込みをし、その確認を受けることにより、市長から当該施設の使用許可を受けたものとみなす。

- 2 前項に規定する申込みは、次の各号の区分に応じ、当該各号の期間に行うものとする。ただし、別に定める規則により委員会が特に認めたときは、受付期間前に申請することができる。

- (1) 抽選予約 使用を開始する日（以下「使用日」という。）の2月前の日の属する月の初日から10日まで。この場合において、抽選予約できる登録団体は、この規則による登録を行った団体であり、第7条第1項のホームとして公民館を選択した団体に限る。

- (2) 一般予約 使用日の2月前の属する月の12日午前5時から使用する区分の前の時間帯までとする。

- 3 第1項の申込みは、次の各号の区分に応じ、当該各号の方法で行うものとする。

- (1) 抽選予約 施設予約システム
- (2) 一般予約 施設予約システム又は申込書

- 4 第1項の申込みの受付時間は、次の各号の方法ごとに、当該各号に掲げる時間とする。

- (1) 施設予約システム（次号に掲げるものを除く。） 終日（ただし、メンテナンス時を除く。）
 - (2) 公民館に設置する施設予約システム端末機 第2条に規定する公民館の開館時間（休館日を除く。）
 - (3) 申込書 午前9時から午後5時まで（休館日を除く。）
- 5 登録団体は、原則として次の各号の区分に応じ、当該各号の期間内に使用料を支払わなければならない。
- (1) 抽選予約 抽選結果が確定した月の25日まで
 - (2) 一般予約 申込み後7日以内。ただし、利用日が7日以内の場合は、利用区分の前まで
- 6 施設の使用の許可を受けた者（以下「使用の許可を受けた者」という。）が当該施設の使用を取り消すときは、施設予約システム上で、又は原則として使用日の前の開館日午後5時までに、申込書を委員会に提出し、施設使用取消の申込みをしなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定にかかわらず、狛江市の区域内に住所若しくは事業所を有し、又は勤務する者以外の者及び目的外に使用する者は使用日の1月前の日の属する月の初日から使用するときまでに公民館施設目的外使用申込書（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。この場合において、当該申込みを行った者（以下「目的外使用申込者」という。）が施設の使用を取り消すときは、原則として使用日の前の開館日午後5時までに、申込書を委員会に提出しなければならない。
- 8 第1項の規定にかかわらず、前項の規定による目的外使用の申込みがあった場合は、委員会はその内容を審査し、目的外使用の許可を決定した場合で、使用するときまでに使用料の納付を受けた場合には、公民館施設使用許可通知書（第6号様式）を目的外使用申込者に交付するものとする。
- 9 委員会は、前項の審査により目的外使用の不許可を決定した場合は、公民館施設使用不許可通知書（第7号様式）を目的外使用申込者に交付するものとする。
- （使用料）
- 第11条 条例第7条第1項で規定する規則で定める陶芸窯の使用料は別表第2のとおりとする。
- 2 条例第7条第2項で規定する規則で定める付属設備の使用料は別表第3、備品の使用料は別表第4のとおりとする。
- （使用の制限）
- 第12条 委員会は、使用目的又は使用内容が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を制限することができる。
- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 公の施設又は付属設備等を毀損するおそれがあるとき。
 - (3) その他委員会が不相当と認めたとき。
- （使用期間）

第13条 施設（展示ケース、展示ギャラリー及び陶芸窯を除く。）の使用期間は、同一人が使用する場合には、引き続き2日を超えることができない。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（使用権の譲渡等の禁止）

第14条 使用の許可を受けた者は、その使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用の取消し等）

第15条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設の使用を停止し、又は使用の許可を取り消す（以下「使用の取消し等」という。）ことができる。

- (1) 使用目的に反する行為をしたとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。
- (4) その他委員会が必要と認めたとき。

（使用料の減額又は免除）

第16条 条例第7条第3項に規定する使用料の減額又は免除は、次の各号のとおりとする。ただし、入場料の類を徴するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が公益の目的のために使用するとき 免除
- (2) 市又は委員会が主催若しくは共催する事業で使用する場合 免除
- (3) 障がい者及び障がい者の介護者又は障がい者を支援する者10人以上で構成する団体が使用する場合 免除
- (4) 障がい者を支援することを目的に活動する者10人以上で構成する団体がその目的に沿って使用する場合 免除
- (5) その他市長が必要と認めたとき 減額又は免除

2 前項に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする使用者は、施設予約システム上で申請し、又は公民館施設使用料減免申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

3 第1項第3号及び第4号の規定により免除を受けようとする団体は、障がい者の福祉の増進等を目的とした規約、会則等を有していなければならない。

4 第1項第3号の規定により免除を受けようとする団体は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳、療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定による療育手帳又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定による医療受給者証を提示しなければならない。

5 第1項第4号の規定による免除を受けようとする団体は、第3項に規定する規約、会則等を提出しなければならない。

6 市長は、第2項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査の上、使用料の減額又は免除の決定をし、公民館施設使用料減免承認・不承認通知書

(第9号様式)により使用者に通知するものとする。この場合において、施設予約システム上で申請を行った使用者に対しては、市長は施設予約システム上でその承認又は不承認の通知を行うものとする。

(使用料の還付)

第17条 条例第9条ただし書に規定する使用料の還付については、次に掲げる場合に限りに、これを行うことができる。

- (1) 使用の許可を受けた者の責によらない事由により、施設を使用することができないとき。
 - (2) 使用日の7日前までに使用の取消しの申請をし、市長が相当の理由があると認めたととき(目的外で使用する場合を除く。)
 - (3) その他市長がやむを得ないと認めたととき。
- 2 使用の許可を受けた者は、前項に規定する使用料の還付を受けようとするときは、公民館施設使用料還付申請書兼領収書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査の上、使用料の還付の承認又は不承認を決定し、公民館施設使用料還付承認(不承認)決定通知書(第11号様式)を使用者に通知するものとする。

(原状回復の義務)

第18条 使用の許可を受けた者は、その使用を終了したとき又は委員会が使用の取消し等を行ったときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第19条 公の施設の使用にあたり、施設、付属設備等に損害を与えた者は、委員会が認定した損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると委員会が認めたとときはその額を減額し、又は免除することができる。

(遵守事項)

第20条 使用の許可を受けた者は、施設の使用にあたり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた以外の施設を使用しないこと。
- (2) 定められた場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 使用を終了したときは、直ちに係員に申し出ること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

第4章 公民館運営審議会

(公民館運営審議会)

第21条 条例第5条第2項に規定する狛江市立公民館運営審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 学校教育関係者 1人以内
- (3) 社会教育関係者 1人以内
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内
- (5) 公募による者 6人以内

- 2 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、審議会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第22条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第23条 審議会の庶務は、教育部公民館において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年5月1日から施行する。
(狛江市福祉会館の設置および管理に関する条例施行規則の廃止)
- 2 狛江市福祉会館の設置および管理に関する条例施行規則（昭和47年規則第30号。以下「旧福祉会館条例施行規則」という。）は、廃止する。
(旧福祉会館条例施行規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 条例付則第4項の規定により、存続する施設は、旧福祉会館条例施行規則第3条第2項に規定する各施設（卓球室を除く）とし、使用方法、使用時間及び使用許可に関しては、当分の間、同規則の規定を適用する。
- 4 前項の規定は、あいとぴあセンター（健康福祉会館）の開設と同時に廃止する。
(改修に伴う休館期間中の措置)
- 5 令和6年9月1日からの狛江市立中央公民館休館期間中は、狛江市立中央公民館の備品を狛江市立西河原公民館において使用することができる。この場合において、使用料は別表第4の狛江市立中央公民館における備品使用料の例による。

付 則（平成8年3月29日教委規則第5号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則（平成8年3月29日教委規則第6号）

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

付 則（平成8年7月22日教委規則第9号）

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

付 則（平成12年3月21日教委規則第10号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成14年2月13日教委規則第2号）

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

付 則（平成16年1月22日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成15年12月25日から適用する。

付 則（平成16年7月8日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年10月19日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年2月16日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の狛江市立公民館条例施行規則の規定は、平成18年7月1日以降の使用に係るものから適用する。

付 則（平成18年8月11日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

付 則（平成19年4月1日教委規則第10号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年1月11日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年2月1日教委規則第2号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に登録された団体は、この規則の規定により登録されたものとみなす。

付 則（平成24年3月30日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年3月30日教育委員会規則第6号）

1 この規則は、平成27年9月1日から施行する。

2 この規則の施行の際必要な準備行為については、施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成28年3月30日教育委員会規則第10号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行し、改正後の狛江市立公民館条例施行規則第16条の規定は、平成28年7月1日以後の使用に係るものから適用する。

2 この規則の施行の際、改正前の狛江市立公民館条例施行規則により行った措置は、改正後の狛江市立公民館条例施行規則により行ったものとみなす。

付 則（平成28年6月29日教育委員会規則第17号）

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

付 則（平成29年11月14日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年2月8日教委規則第1号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の狛江市立公民館条例施行規則の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用すること

ができる。

付 則（令和 4 年 2 月 10 日教委規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条及び第 2 条の規定並びに第 3 条中狛江市立公民館条例施行規則第 6 条第 7 号、第 10 条第 4 項、第 11 条及び第 1 号様式の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の狛江市立公民館条例施行規則第 10 条第 4 項及び第 11 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後の施設の使用について適用し、令和 4 年 3 月 31 日以前の施設の使用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の狛江市立公民館条例施行規則の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和 4 年 9 月 21 日教委規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の狛江市公民館条例施行規則の規定は、令和 4 年 10 月 1 日以降の使用に係る使用料から適用する。

付 則（令和 4 年 11 月 21 日教委規則第 17 号）

- 1 この規則は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和 6 年 2 月 8 日教委規則第 4 号）

- 1 この規則は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の狛江市立公民館条例施行規則の施行に際し必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

付 則（令和 6 年 7 月 23 日教委規則第 13 号）

- 1 この規則は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の狛江市立公民館条例施行規則の施行に際し必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

付 則（令和 7 年 3 月 11 日教委規則第 2 号）

- 1 この規則は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行に際し必要な準備行為については、この規則の施行の前日においても行うことができる。

付 則（令和 7 年 6 月 12 日教委規則第 10 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則の施行に際し必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この規則による改正後の狛江市立公民館条例施行規則第 10 条第 1 項、第 2 項

第1号及び第2号、第3項第1号及び第3号、第6項並びに第7項の規定は、令和7年11月1日以降の施設の使用に係る使用予約及び使用申請について適用し、令和7年10月31日までの施設の使用に係る使用予約及び使用申請については、なお従前の例による。

- 4 この規則の施行の際、改正前の狛江市立公民館条例施行規則の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和7年12月23日教育委員会規則第15号）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項各号の改正規定、第10条第7項を削る改正規定及び別表第1に備考を加える改正規定については、公布の日から施行し、令和7年11月1日から適用する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の狛江市立公民館条例施行規則第7条第2項に基づき登録の承認を受けている登録団体は、この規則による改正後の狛江市立公民館条例施行規則第7条第3項に基づき登録の承認を受けたものとみなす。この場合において、改正前の狛江市立公民館条例施行規則第7条第2項に基づき登録の承認を受けている登録団体の登録の有効期間は、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の狛江市立公民館条例施行規則第12条に基づき施設の使用許可を受けた者は、この規則による改正後の狛江市立公民館条例施行規則第10条第1項に基づき使用の許可を受けたものとみなす。

- 4 この規則の施行の際、改正前の狛江市立公民館条例施行規則の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

5 この規則の施行に際し必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表第1（第3条関係）

施設名	階層	室名	使用時間
狛江市立中央公民館	地階	ホール パフォーマンス スタジオ1 パフォーマンス スタジオ2 サウンドスタ ジオ キッチンスタ ジオ クラフトスタ ジオ	午前9時から午後10時まで

		多目的室 6 (ティーンズ ルーム 1) 多目的室 7 (ティーンズ ルーム 2) 団体活動倉庫 陶芸窯	
	一階	保育室	午前 9 時から午後 10 時まで
	二階	講座室 和室 多目的室 1 多目的室 2 多目的室 3 多目的室 4 多目的室 5 スタディコー ナー 展示ケース	午前 9 時から午後 10 時まで
狛江市立西河原公民館	地階	生活工芸室 暗室	午前 9 時から午後 10 時まで
		陶芸窯	午前 5 時から午後 10 時まで
	一階	図書室	午前 10 時から午後 5 時まで。ただし、木曜日及び金曜日は、午前 10 時から午後 6 時まで
		展示ギャラリー ー 団体活動室	午前 9 時から午後 10 時まで
	二階	学習室 I 学習室 II 学習室 III 和室 茶室	午前 9 時から午後 10 時まで

		料理実習室 パソコン室 幼児室	
	三階	多目的ホール リハーサル室	午前9時から午後10時まで
	四階	視聴覚室	午前9時から午後10時まで

備考

1 多目的室6（ティーンズルーム1）及び多目的室7（ティーンズルーム2）については、平日正午から午後10時まで並びに土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び狛江市公立学校の管理運営に関する規則（昭和45年教育委員会規則第1号）第4条に規定する日の午前9時から午後10時までの間は、原則として中学生及び高校生を中心とした18歳以下の者の居場所であるティーンズルームとして優先的に開放する。

2 スタディコーナーについては、午前9時から午後0時45分まで、午後1時から午後3時45分まで、午後4時から午後6時15分まで及び午後6時30分から午後9時45分までの4区分制とする。

別表第2（第11条関係）

狛江市立公民館陶芸窯使用料

（単位：円）

名称	単位	使用料
狛江市立中央公民館陶芸窯	素焼	600
	本焼	800
狛江市立西河原公民館陶芸窯	素焼	1,200
	本焼	3,600

使用料は、使用工程ごとに1回とする。

別表第3（第11条関係）

狛江市立西河原公民館附属設備使用料（目的外）

（単位：円）

附属設備の名称	単位	使用料
反響板	1式	4,000

スクリーン	1 式	1,000
アッパーホリゾントライト (200W)	1 列	800
ローホリゾントライト (150W)	1 列	800
ボーダーライト (150 W)	1 列	700
サスペンションライト (500W)	1 灯	300
フロントサイドスポット ライト (1 KW)	1 灯	300
シーリングスポットライ ト (1 KW)	1 灯	300
ピンスポットライト (1 KW)	1 灯	500
スポットライト (500 W)	1 灯	200
舞台用スピーカー	1 式	2,000
モニターカメラ	1 式	2,000
ホール用プロジェクター	1 式	1,000
七宝焼窯	1 台	1,000
陶芸窯	素 焼	5,000
陶芸窯	本	15,000

	焼	
--	---	--

付属設備の使用料は、使用時間の区分ごとに1回の使用料とする。ただし、陶芸窯の使用料は、使用工程ごとに1回とする。

狛江市立中央公民館付属設備使用料（目的外）

（単位：円）

付属設備の名称	単位	使用料
スクリーン	1式	1,000
七宝焼窯	1台	1,000
陶芸窯	素焼	2,500
陶芸窯	本焼	3,400

付属設備の使用料は、使用時間の区分ごとに1回の使用料とする。ただし、陶芸窯の使用料は、使用工程ごとに1回とする。

別表第4（第11条関係）

狛江市立西河原公民館備品使用料（目的外）

（単位：円）

備品の名称	単位	使用料	摘要
屏風	1双	1,000	
演台	1台	500	花置台付
指揮台	1台	200	
譜面台	1台	100	
平台	1台	200	
箱馬	1台	50	
花瓶	1器	200	
ダイナミックマイク	1本	500	
ワイヤレスマイク	1本	1,000	
コンデンサー	1本	800	

マイク			
ホール用音響機器	1式	2,000	マイク含む
移動アンプ	1式	500	
グランドピアノ	1台	3,000	
アップライトピアノ	1台	1,000	
液晶テレビ	1台	600	50インチ映像再生機器含む
液晶テレビ	1台	500	42インチ映像再生機器含む
ブルーレイ・DVDプレーヤー	1台	500	
プロジェクター	1式	500	
CDラジオカセット	1台	200	
延長コード	1本	100	
持込器具	1台	200	

備品の使用料は、使用時間の区分ごとに1回の使用料とする。

狛江市立中央公民館備品使用料（目的外）

（単位：円）

備品の名称	単位	使用料	摘要
譜面台	1台	100	
平台	1台	200	

ダイナミック マイク	1本	500	
ワイヤレスマ イク	1本	1,000	
ホール用音響 機器	1式	2,000	マイク含む
カラオケ機	1台	2,000	
移動アンプ	1式	500	
アップライト ピアノ	1台	1,000	
液晶テレビ	1式	600	50インチ 映像再生機 器含む
ブルーレイ・ DVDプレー ヤー	1台	500	
プロジェクタ ー	1式	500	
CDラジオカ セット	1台	200	
延長コード	1本	100	
持込器具	1台	200	

備品の使用料は、使用時間の区分ごとに1回の使用料とする。
第1号様式から第11号様式まで（省略）